大田区立保育園休日保育業務委託事業者募集要領

1　件名

大田区立保育園休日保育業務委託

2　目的

大田区における休日保育は、一部の区立保育園において、３か月毎に２園ずつの輪番制で実施してきた。

このたび、保育環境の改善と利用者の利便性向上のため、実施施設において通年で実施することになった。

ついては、この業務を委託するにあたり、質の高い保育サービスを安定的に提供するため、社会福祉事業への深い理解と使命感を持ち、事業運営の実績を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

3　実施施設

施設名　大田区立大森西保育園
所在地　大田区大森西二丁目 16 番２号
保育室　多目的室（74.87 ㎡）

4　履行期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで
※履行期間満了後は、事業運営状況に応じて再契約する。なお、最長令和 12 年３月 31 日まで更新できるものとする。

5　委託内容

保育の実施にあたり、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）を遵守するとともに、甲から保育内容等について指導や助言等があった際は従うこと。

なお、実施日、業務時間、対象児童、配置職員、面談日、面談方法等保育業務及び面談業務等の詳細は、仕様書（案）のとおり。

6　選定方式

公募型プロポーザル方式による選定

7　参加資格要件

参加資格は、次に掲げる各号全ての要件を備えていることを要件とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。

（２）法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

（３）大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中ではないこと。
（４）大田区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止要件に該当しないこと
（５）法人格を持っている団体であり、法人税、消費税、地方消費税及び法人事業税等を滞納していないこと。
（６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
（７）法人本社（又は営業所）又は法人本部が、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県にあること。
（８）他の地方公共団体において、令和６年度から令和８年度の間に１年以上継続して休日保育業務の受託実績があり、誠実に履行していること。

８　選定方法

「大田区立保育園休日保育業務委託事業者選定委員会設置要綱」で定める選定委員会が行う。
（１）第一次審査（書類選考）及び第二次審査（プレゼンテーション審査）で選定する。
（２）第一次審査は提出書類について応募内容の審査を行い、上位３社を選定する。
（３）第二次審査は第一次審査を通過した事業者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。なお、第二次審査の参加者は、最大３名までとし、当日新たに追加の資料を配布することは禁止とする。
（４）第一次審査及び第二次審査の総合計点にて選定する。
（５）審査結果は大田区契約担当課に本業務の委託について推薦する事業者を選定するものであり、契約決定は契約担当課において行う。なお、上記７に掲げる参加資格を喪失した場合は契約できないものとする。
（６）選定された事業者が参加資格を喪失した場合は、次点の事業者を推薦する。

９　審査基準

審査にあたっては、以下の審査基準をふまえ総合的に判断し選定を行う。
（１）第一次審査

評価項目	審査内容
見積金額	適正運営価格の算出
資本金・売上高	企業継続性
受託実績	他の地方公共団体における受託実績
職員状況	従事職員の人数や人材育成状況

（２）第二次審査

項目
プレゼンテーション
質疑応答
全体評価

10　スケジュール

日程	内容
11 月 12 日（木）	区ホームページ掲載後、公募開始
11 月 20 日（金） 午後５時まで	企画提案書作成等に関する質問締切り
11 月 30 日（月） 午後５時まで	参加申込書及び企画提案書等提出締切り
12 月 10 日（木）	第一次審査（書類審査）結果通知
12 月 21 日（月）	第二次審査（プレゼンテーション審査）
12 月下旬	選考結果の通知

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

11　参加手続き

（１）施設見学（参加は任意です）

受付期間	令和８年 11 月 16 日（月）から 11 月 19 日（木）まで
実施日時	令和８年 11 月 21 日（土） 時 間: 午前 11 時 30 分から午前 12 時まで
申込方法	以下ロゴフォームからお申込みください。 https://logoform.jp/form/8BrJ/1874845 申込フォーム 二次元コード
留意事項	・見学当日は本プロポーザル募集に関する質問は受け付けません。 ・各社**２名まで**の参加でお願いいたします。 ・当日の朝は検温をお願いいたします。37.5℃以上の発熱があった場合や、体調不良が見られる場合は、出席をお控えいただくようお願いいたします。

（２）質問受付

受付期間	令和８年 11 月 12 日（木）から 11 月 20 日（金）まで
申込方法	以下ロゴフォームから送信してください。 https://logoform.jp/form/8BrJ/1874833 質問フォーム 二次元コード

（3）参加申込書及び企画提案書等提出

受付期間	令和８年 11 月 12 日（木）から 11 月 30 日（月）まで
申込方法	次に掲げる各号の書類を２部（正本１部／副本１部）用意し、**持参**すること。 ※提出の際には、事前に電話にて来庁予約を行うこと。 受付時間：平日 午前９時から午後５時まで

（4）提出書類一覧

	内容	様式
1	プロポーザル参加申込書	様式１
2	定款又は寄附行為の写し	
3	法人概要及び法人沿革	様式２
4	受託実績	様式３
5	現在運営している事業に関する資料	任意様式
6	提案概要	任意様式
7	企画提案書	任意様式
8	従事職員計画表	様式４
9	見積書	任意様式
10	直近３か年の決算報告書	任意様式
11	東京電子自治体共同運営サービスの「参加資格審査受付票」の写し	

（5）提出にあたって

ア　提出部数　７部（正本１部、副本１部、選定用ファイル５部）

イ　調製方法

（ア）正本は任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。正本に添付する書類は、上記（４）提出書類一覧にある、１～11 の原本とすること。

（イ）副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。副本に添付する書類は、正本の写しとすること。

（ウ）選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入すること。なお、添付する書類は、上記（４）提出書類一覧にある、２～10 の正本の写しとすること。ただし、ロゴ等を含め事業者名が特定されないようにすること。

（エ）法人概要及び法人沿革(様式２)の法人が特定できる情報（企業・団体名称、代表者役職氏名、ホームページ及び担当者氏名、写真・ロゴマーク等）については、選定用ファイルのみ空欄又はマスキングすること。

（オ）用紙サイズは「提案概要」についてのみＡ３判片面１枚とし、Ａ４判の大きさに折ること。その他様式の用紙サイズはＡ４判とすること。
（カ）可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付すこと。
（キ）提出書類一式を上記（４）表の一覧の順番にフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。なお、ページを横長とする場合は、用紙の上を左にすること。

（６）辞退について
応募を辞退する場合は辞退届(様式５)を担当まで提出すること

12　その他
（１）申し込みをもって、募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
（２）提出書類の内容の変更又は追加は、区が必要と認める場合を除き禁ずる。
（３）本応募に係る一切の費用は、応募する事業者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。
（４）参加申込書等受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨通知する。
（５）以下の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。
ア　参加資格を満たさなくなった場合
イ　応募書類に虚偽の記載又は記載内容に重大な誤りがあった場合
ウ　募集要領に定める手続きを遵守しない場合
エ　選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
オ　社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと認められる場合
カ　その他不正行為があった場合

13　提出・問い合わせ先
大田区こども未来部保育サービス課管理係
所在地：大田区蒲田五丁目 13 番 14 号　本庁舎３階
電　話：03-5744-1279